

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………
- ……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………
- ……(環境局総務部環境政策課)……………
- 市街地再開発組合の理事長の変更……………
- ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
- ……(同)……………

告示

●東京都告示第千二十八号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年七月十七日

一日時 平成三十年七月二十七日 午後二時三十分
東京都知事 小 池 百合子

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 有限会社アド・エステート
- (二) 代表者氏名 代表取締役 三森 修
- (三) 主たる事務所の所在地 世田谷区船橋二丁目十番六号
- (四) 免許証番号 東京都知事(6)第七二三六一号
- (五) 免許年月日 平成三十年一月十三日

東京都告示第千二十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年七月十七日

一 日時 平成三十年七月二十七日 午後三時三十分
東京都知事 小 池 百合子

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ライフビジョン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 増田 豊
- (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区初台一丁目五十四番四号
- (四) 免許証番号 東京都知事(7)第六二二六七号
- (五) 免許年月日 平成二十九年十二月二十日

東京都告示第千三十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、江戸川清掃工場建替事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

江戸川区 江戸川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目、江戸川四丁目、篠崎町四丁目、篠崎町六丁目、下篠崎町、西瑞江三丁目、西瑞江四丁目、東篠崎一丁目、東篠崎二丁目、東篠崎町、東瑞江一丁目、東瑞江二丁目、東瑞江三丁目、瑞江二丁目、瑞江三丁目、瑞江四丁目、南篠崎町一丁目、南篠崎町二丁目、南篠崎町三丁目、南篠崎町四丁目及び南篠崎町五丁目区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 西川 太郎

三 対象事業の名称及び種類

千代田区飯田橋三丁目五番一号

江戸川清掃工場建替事業

四 対象事業の内容の概略

廃棄物処理施設の設置

対象事業は、江戸川区江戸川二丁目に位置する既存の江戸川清掃工場の建替えを行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成三十年七月十七日から同年八月十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江戸川区環境部環境推進課

江戸川区中央一丁目四番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十年八月三十日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(10)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><工場の稼働に伴う排出ガス></p> <p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が9.1%、二酸化窒素が30.8%である。 なお、工事の実施に際しては、アイドリイング・ストップの励行を指導する等の環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられ ると考える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.054mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.052ppm [環境基準 0.04～0.06ppm (注)]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う排出ガス】 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端(4地点)において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%未満、二酸化窒素が0.09～0.26%である。 したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考 える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.050mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.039～0.041ppm [環境基準 0.04～0.06ppm (注)]</p> <p><工場の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】 長期予測 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準又はその他の評価の指標を下回る。寄与率は二酸化硫黄が0.52%、浮遊粒子状物質が0.05%、二酸化窒素が0.16%、ダイオキシン類が0.36%、塩化水素が4.99%、水銀が1.48%である。 なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理を行い、煙突排ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努め、大気質への影響の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると 考える。 ・二酸化硫黄 2%除外値 0.004ppm [環境基準 0.04ppm] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.050mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.039ppm [環境基準 0.04～0.06ppm (注)] ・ダイオキシン類 年平均値 0.029pg-TEQ/m³ [環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素 年平均値 0.0002 ppm [目標環境濃度 0.02ppm] ・水銀 年平均値 0.0021μg/m³ [指針値 0.04μg/m³]</p>

注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>短期予測 煙突排出ガス汚染物質のなかには短時間でも人の健康への影響が懸念される物質があることから、上層逆転層発生時及び接地逆転層崩壊時(フュミゲーション)について予測した。 もつとも濃度が高くなる気象条件時(接地逆転層崩壊時)の予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準又はその他の評価の指標を下回る。また、現地調査結果による当該気象条件の年間出現頻度は1.2%であった。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・二酸化硫黄 1時間値 0.003ppm [環境基準 0.1ppm] ・浮遊粒子状物質 1時間値 0.028mg/m³ [環境基準 0.20mg/m³] ・二酸化窒素 1時間値 0.036ppm [短期暴露指針値 0.1ppm] ・ダイオキシン類 1時間値 0.067pg-TEQ/m³ [環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素 1時間値 0.003ppm [目標環境濃度 0.02ppm] ・水銀 1時間値 0.010μg/m³ [指針値 0.04μg/m³]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端(5地点)において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%以下、二酸化窒素が0.06～0.82%である。 したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考 える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.050mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.039～0.041ppm [環境基準 0.04～0.06ppm (注)]</p>
悪臭	<p><工場の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う臭気(敷地境界)】 予測結果は、敷地境界において、臭気指数 10 未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下、「東京都環境確保条例」)に定める規制基準(臭気指数 12)を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考 える。 ・焼却設備 臭気排出強度 5.3×10⁶m³/min [規制基準 2.6×10⁶m³/min] ・脱臭装置 臭気排出強度 1.5×10⁶m³/min [規制基準 4.1×10⁶m³/min]</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気(排水)】 予測結果は、汚水処理設備放流槽において、臭気指数 13 であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準(臭気指数 28)を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考 える。 注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下</p>

注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「騒音規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準を下回る。 さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられ、と考える。 解体・土工事 76dB（敷地境界南側） [規制基準85dB] く体・プラント・外構工事 69dB（敷地境界東側） [勧告基準80dB]</p> <p>【建設機械の稼働に伴う振動】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準を下回る。 さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられ、と考える。 解体・土工事 68dB（敷地境界東側） [規制基準75dB] く体・プラント・外構工事 68dB（敷地境界北側） [勧告基準70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音】 予測結果は、工事用車両走行ルート（4地点）において、全ての地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 58～67dB [環境基準 65～70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う振動】 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端（4地点）において、全ての地点で評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 37～58dB [規制基準 55～60dB^{注1}] 夜間 33～50dB [規制基準 50～55dB^{注2}]</p>

注) 測定場所により規制基準等が異なる。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う騒音】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を下回る。 さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 42dB（敷地境界南側） [規制基準60dB（55dB^{注1}）] 朝・夕 42dB（敷地境界南側） [規制基準55dB（50dB^{注1}）] 夜間 42dB（敷地境界南側） [規制基準50dB（45dB^{注1}）]</p> <p>【施設の稼働に伴う振動】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を下回る。 さらに、振動の発生をおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられ、と考える。 昼間 52dB（敷地境界西側） [規制基準65dB（60dB^{注1}）] 夜間 52dB（敷地境界西側） [規制基準60dB（55dB^{注1}）]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う騒音】 予測結果は、工事用車両走行ルート（5地点）のうち4地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。1地点で環境基準を上回るが、現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.00dBであり、現況と同程度と予測される。 ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 58～67dB [環境基準 65～70dB^{注2}]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う振動】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート（5地点）において、全ての地点で評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。 ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 40～58dB [規制基準 55～65dB^{注2}]</p>

注1) 保育所、特別養護老人ホーム又は学校の敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。
注2) 測定場所により規制基準等が異なる。

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目 土壌汚染	評価の結論
	<p><工事の施行中></p> <p>【土壌中の有害物質等の濃度】 既存施設の稼働中において、計画地内(30地点)の現況調査を行った範囲では、有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準又はその他の評価の指標を下回った。また、ダイオキシン類についても「ダイオキシン対策特別措置法」に基づく環境基準及び調査指標値を下回った。</p> <p>さらに、現況調査未実施の範囲においても、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた調査を実施する。土壌の汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】 計画地内(3地点)の現況調査を行った結果、砒素とふっ素を除き地下水中の有害物質の濃度は、「環境基本法」に基づく環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても「ダイオキシン対策特別措置法」に基づく環境基準を下回った。</p> <p>砒素とふっ素については、環境基準をわずかに超過したが、有害物質溶出量が全ての地点で環境基準を下回っており、工場内の土壌汚染に由来する環境基準超過ではないと考える。</p> <p>また、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはなく、有害物質等が地下水へ溶出する可能性は低いと考える。</p> <p>【新たな土地への拡散の可能性の有無】 現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測する。また、現況調査を行えなかった範囲においても、今後、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目 地盤	評価の結論
	<p><工事の施行中></p> <p>【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 本事業では、建設工事等において一般的に採用されており、十分に安定性が確保されている山留め壁(SMW)工法等を採用する。さらに工事の進捗に合わせて、山留め壁面への土圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。</p> <p>したがって、地盤の変形が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流量の変化の程度】 本事業における掘削工事等では、鋼製矢板等や遮水性の高い山留め壁(SMW)により、掘削区域を囲み、十分な深さまで挿入することにより、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止する。</p> <p>また、観測井を設置して地下水水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、地下水の変化が生じる可能性は低く、地下水の水位及び流量に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流量の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事等が周辺の地盤や地下水水位に及ぼす影響は小さい。</p> <p>また、定期的な測量をを行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、地盤沈下が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p><工事の完了後(地下く体工事の完了後)></p> <p>【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 山留め壁(SMW)及び計画建築物の地下外壁によって地盤の安定性が保たれることから、地下構造物の存在に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流量の変化の程度】 地下水の流量については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。</p> <p>また、計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間、観測井を設置し地下水水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、地下水の変化が生じる可能性は低く、地下水の水位及び流量に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流量の変化の程度」に示すとおり、地下水の水位及び流量への影響は小さいと考えることから、地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p><工事の施行中> 【流水の変化の程度】 「地盤」の「工事の施行中」地下水の水位及び流量の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流量に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p><工事の完了後> 【地下水の水位、流量の変化の程度】 「地盤」の「工事の完了後」地下水の水位及び流量の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流量に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【表面流出量の変化の程度】 本事業では、緑地による浸透域の確保や雨水流出抑制施設の設定により、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」に定める基準以上の対策を講じることから、雨水の表面流出量の変化は小さいと考える。</p> <p><工事の完了後> 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、「建築基準法」等に定める各規制対象区域の規制時間内である。 また、煙突の位置及び高さは、既存とほぼ変わらないことから、日影時間は現状と比べほぼ変わらない。 したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。</p> <p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地に近接する特に配慮すべき施設等として、計画地の南西側に近接して保育園、特別養護老人ホーム及び江戸川二丁目広場が存在するとともに、計画地の南東側には江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園がある。また、計画地の東～北～北西側にかけて低層の住宅がある。保育園及び特別養護老人ホームについては、計画建築物等による日影の影響は軽微である。 江戸川二丁目広場については、日影時間は増加するが、計画する工場棟の周辺地盤からの高さを既存と同等に抑えることで、増加時間は夏至日で約65分、冬至日で約30分にとどまる。 江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園については、日影時間はほとんど変化しない。 住宅については、冬至日における日影時間が増加する地点があるが、計画する工場棟の周辺地盤からの高さを既存と同等に抑えることで、増加時間は約45分にとどまる。 したがって、計画建築物等（煙突を含む）による特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考える。</p>

表 1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
電波障害	<p><工事の完了後> 【遮へい障害】 計画建築物等により、一部の地域でテレビ電波の遮へい障害が発生する可能性がある。 なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消されると考える。</p> <p><工事の完了後> 【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 本事業は、既存の清掃工場を建てるものであり、計画建築物は敷地地盤を1.6mかさ上げしても、周辺地盤からの高さを既存工場と同様に抑え、煙突についても既存と同じ高さ約150mとする計画である。また、周辺環境に調和した色合い及び壁面緑化により工場の視認性を和らげることとで、「江戸川らしさ」にふさわしい景観構成要素になると考える。 したがって、地域景観の特性の変化は小さいと考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 建替後の工場棟及び煙突の高さは、周辺地盤を基準にすると既存工場と同様とする計画のため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状にあたっては江戸川区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観と調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考え。 したがって、代表的な眺望地点からの眺望の変化は小さいと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 浸水対策のため敷地地盤は1.6mかさ上げするが、計画する工場棟は周辺地盤からの高さを既存の工場棟の高さと同等にすることとで、計画地近傍における形態率は約0.0ポイントから約11.1ポイントの増加に留まる。 また、工場棟の色彩や形状にあたっては江戸川区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とすることとで、壁面緑化等も行う。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することとで、圧迫感の軽減を図る計画である。</p>

表 1 (9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
自然との 触れ合い 活動の場	<p><工事の施行中> 【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】 施設の建替工事中は、緩衝緑地の一部が仮囲いの範囲となるが、範囲外に生育する既存樹木をそのまま残す計画である。緩衝緑地に沿って歩道があることや緑地内の広場を開放していることから、利用環境や緩衝緑地の機能への影響は最小限にとどめられるものと考ええる。</p> <p><工事の完了後> 【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】 一部の既存樹木を残しつつつづつ現況と同様の配置に再整備する。また、「江戸川区みどりの基本計画」に基づき、季節感に配慮した植栽を行い、適切に維持管理していく計画である。 したがって、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に影響がないこと」と及び「江戸川区みどりの基本計画」に示されている基本方針「みどりを守る・みどりを育む・みどりを創る」を満足するものと考ええる。</p> <p><工事の施行中> 【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約11.0万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。 したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。</p> <p>【建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約15.2万m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処分する。 したがって建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。</p>

表 1 (1 0) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p><工事の完了後> 【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約1.9万t/年である。 飛灰は重金属類の溶出防止のため棄却処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。 飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。 また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。</p>
温室効果 ガス	<p><工事の完了後> 【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】 計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約19.6万t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、エネルギーの有効利用等により約5.2万t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は約14.3万t-CO₂/年と予測する。 本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光等の再生エネルギーを積極的に活用する。また、LED照明の導入等によりエネルギー使用量を削減する。 したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価師の指標を満足するものと考ええる。</p>

公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

船坂 英彦

二 住所

渋谷区道玄坂一丁目八番一号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により三田三・四丁目地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

北島 弘

二 住所

徳島県徳島市南出来島町一丁目三十五番地

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

